# 消防団員の報酬額の改定について

# (答申)

平成30年11月29日付、国行職発56号で貴職から諮問がありました標記の件につきまして、次のとおり答申いたします。

平成31年 1月18日

国立市長 永見理夫 殿

国立市特別職職員報酬等審議会

会 長 長 沼 宗 昭

会長職務代理者 阪 口 正二郎

委員 遠藤常臣

木島香織

喜 連 元 昭

杉 田 保 則

田村信之

林 道子

半 杭 敦 実

三 上 滋

消防団員の報酬額の改定について 答 申

平成31年1月 国立市特別職職員報酬等審議会

# 目 次

1.	審議の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2 .	. 主な審議資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3	. 審議の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ :
	(1) 国立市における消防団の役割と活動の実態について・・・・・・ 3
	(2) 東京都26市における消防団員の報酬額の比較と引上げの可否について・:
	(3) 改定報酬額案の根拠及び妥当性について・・・・・・・3,4
4.	. 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5.	答申額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.	改定時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7.	附帯意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 1 審議の経過

本審議会は、平成29年度事務事業評価結果及び平成30年国立市議会第1回定例会において、国立市の消防団員の報酬額がその役割と責任の度合いに比して低廉であると指摘されたことを踏まえ、職責に見合った報酬額に引上げる必要があることから、平成30年11月29日付で、市長より「消防団員の報酬額の改定について」の意見を求める旨の諮問を受け、その後審議を行ってきた。

審議に際しては、

- (1) 国立市における消防団の役割と活動の実態
- (2) 東京都26市における消防団員の報酬額の比較と引上げの可否
- (3) 改定報酬額案の根拠及び妥当性

に重点を置き、以下 2 に記載の資料を踏まえて審議検証し、諮問額が適切かどうか検討した。

#### 2 主な審議資料

この度の「消防団員の報酬額の改定について」の諮問に対する審議にあたっては、審議会において、事務局より以下の資料についての詳細な説明を受けた後、審議を行った。

#### ○報酬額に関する資料

- ・国立市消防団員数及び年間報酬額(現行)
- ・消防団員の報酬額改正歴
- ・消防団員の年間報酬実績額
- ・過去5ヶ年における消防団の火災出動回数
- ・過去5ヶ年における出動手当総額
- 過去3ヶ年における台風等災害緊急活動回数及び従事時間
- ・2018年度から2021年度における国立市年度別財政計画
- 平成29、30年度国立市消防団事業計画
- ・東京都26市市町村概要・消防団組織規模
- 東京都26市消防団員役職別報酬額一覧
- ・諮問による消防団員の報酬額
- ・国立市消防団に関する条例
- ・国立市消防団の組織等に関する規則

#### 3 審議内容

## (1) 国立市における消防団の役割と活動の実態について

消防団員の報酬額の改定について審議する際には、消防団の組織や役割などを把握する必要があることから、国立市消防団の組織体制や活動実態などについて共通認識を持つことを審議の出発点とした。

国立市の消防団は、「365日24時間安心・安全なまちづくり」を目指し、国立市民のいのち及び財産を守るため、日々の消防活動に取り組んでいる他、日常における防火・防災活動、市民の防災意識や知識向上のための防災教育等、多岐にわたり活動している。

また、近年、消防団員の担い手が減少してきている中、多くの消防団員は生業を持ちながら日々活動しており、しかも台風や集中豪雨による災害時には昼夜を問わず市民のために尽力している。こうした実情を理解すれば、消防団の活動は市民の安心安全を守るという市政運営に不可欠なものであり、その役割と責任は極めて重大であるということを委員全員が認識した。

## (2) 東京都26市における消防団員の報酬額の比較と引上げの可否について

各市消防団の活動内容について大きな差は見受けられない。いずれも概ね国立市の消防団と同様の活動をしているのであって、その役割と責任の度合いに違いはなく、同等の重責を担っているといえる。ことに近年では、東日本大震災に始まり、日本各地で発生する大地震や台風による豪雨災害等、数多くの大災害において、危険が伴う中、消防団員が活躍していることは周知の事実である。

しかしながら、東京都26市における消防団員の報酬額について役職毎に比較したところ、団長においては下から7番目であり、団長以外の副団長、分団長、副分団長、班長、団員については、最も低廉な報酬額であった。特に副分団長の報酬額は、2番目に低額である自治体と比較しても大差があり、国立市の報酬額が著しく低廉であることが明らかとなった。

以上を勘案すれば、国立市において消防団員の報酬額を他市と遜色ない程度に引上げることは必要であるとの結論に達した。

# (3) 改定報酬額案の根拠及び妥当性について

諮問された改定報酬額案については、消防団の活動面積及び活動状況に着目し、東京都26市の中でも国立市と近似している狛江市と羽村市の2市平均額を根拠とするものであり、この考え方が妥当であるか検討した。

東京都26市の場合、それぞれの市の消防団ごとの歴史や生い立ち、あるいは地域性 や特殊事情により報酬額も設定されている、という様相が見受けられ、人口や消防団員 数の規模によって報酬額を定めるとするような算定基準は見いだせなかった。このこと から、本審議会では、消防団の活動の実態を重要視し、消防団の活動面積及び活動状況 の近似性を根拠にすることが妥当であると判断した。

なお、報酬額の改定については、国立市の財政状況及び財政見通しの観点からも検討し、報酬額の引上げが財政の圧迫要因にならないことを確認した。また、改定後の報酬額は、どの役職においても東京都26市の中で中位相当の金額であり、他市との比較の観点からも適切であると判断した。

# 4 結論

以上のように、消防団員の報酬額の改定について検討を行った結果、本審議会の各委員は、国立市の消防団が他市に比べ極めて低廉な報酬額の中で、他市の消防団と同等の活動を行い、有事の際には、昼夜を問わず市民のいのち及び財産を守るために危険を顧みずに行動している、という実情をまず認識した。その上で、こうした消防団の役割や責任の度合を踏まえ、また担い手が不足しているという状況の中で、消防団員の士気を維持向上させる観点から、他市と遜色ない程度に引上げる必要性を一致して認めるに至った。従って、本審議会としては報酬額の引上げが妥当であると判断したものである。

また報酬額については、活動面積及び活動状況を根拠に東京都26市の中で国立市と近似する2市の報酬額を基礎とした点も穏当であり、その金額についても、国立市の財政状況を鑑みて適切であると判断した。

# 5 答申額

役 職 名	答 申 額 (円)
団 長	346,600円
副団長	254,600円
分 団 長	176,000円
副 分 団 長	126,600円
班長	90,100円
団 員	81,950円

### 6 改定時期について

消防団員の報酬額の改定については、平成31年4月1日から実施することが望ましい。

#### 7 附帯意見

消防団員の報酬額の改定に関する諮問に基づき、本審議会で審議・検討した結果、示された改定額は適切であると判断したが、消防団員の報酬額について、審議会として附帯意見があるので以下に述べることとする。

今回の審議では、国立市における現行の消防団員の報酬額は、他市と比較して極めて 低廉であり、また、その役割と責任の重大さから判断すると報酬額の引上げは妥当であ ると判断した。

しかし、国立市の中でも団長と団員の報酬額には大きな格差があり、このことは東京都26市の中でも顕著である。ただし、団長にあっては、消防団の最高責任者として組織を運営し、日々の消防活動においても全消防団員を指揮するなど、その責任は団員に比べて相当に重い。また、東京都全体の消防団総会等での活動など、その職責に付随する数多くの公務があるため、団長と団員の報酬額の格差については一定の理解を示すものである。とはいえ、他市の消防団における報酬額の格差と比べると、国立市の報酬額の格差はやや過大と思われる。

ついては、今後の改定にあたっては、団員の報酬額の底上げを図ることによって、団 長と団員の報酬額の格差を緩和していくことも考慮されることが望ましい。